

裁判員等経験者との意見交換会

1 日時

平成28年10月20日（木）午後2時30分から午後4時20分まで

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 主催者

鹿児島地方裁判所

4 参加者

裁判員等経験者8人（裁判員経験者7人，補充裁判員経験者1人）

鹿児島地方裁判所長 廣 谷 章 雄

鹿児島地方裁判所裁判官 冨 田 敦 史

鹿児島地方検察庁検察官 秋 間 俊 一

鹿児島県弁護士会弁護士 宮 路 真 行

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※裁判員経験者及び補充裁判員経験者を「裁判員等経験者1」等と表示する（裁判員経験者は、1～5，7，8，補充裁判員経験者は、6である。）。

○家裁総務課長

それでは、ただいまより裁判員等経験者と法曹三者との意見交換会を開催いたします。

廣谷所長，司会進行をお願いいたします。

○司会者

所長の廣谷です。よろしくをお願いいたします。

特に緊張される必要はありませんので、思われたことをいつものようにお話しただければと思います。

それでは、まず裁判員裁判に、皆さんに参加していただいたわけですが、それについての御苦勞，当時感じられた不安，期待，そういうことについてお尋ねしたいと思います。

皆様が担当された裁判員裁判，これは判決まで入れますと，短い方で3日，長い方では11日間，という日程での裁判でした。その間，仕事を休むといった職場との調整も必要だった方もおられると思いますが，そのあたりを御紹介いただければありがたいと思います。

お話しいただくときには何番ですとおっしゃってから，マイクを使ってお願いします。

お仕事を休まれた方はどの程度おられますか。

順番で，1番の方，いかがですか。

○裁判員等経験者1

1番です。職場に関しては割と理解があり，裁判員の場合は，特別休暇を取れましたので，その点に関しては余り不便はありませんでした。ただ，仕事自体はなく

なるわけではないので、3日分の仕事は、裁判が終わったらちゃんと机の上にあったというところでした。

後は、やはり慣れない刑事裁判というところで、やっぱり量刑とかが非常に難しいなと思いましたが、類似事件の量刑を途中で紹介いただいたので、それと比較しながらみんなで考えて評議したというところでした。

○司会者

はい、ありがとうございました。

裁判の中身についてはまた後で聞きます。ほかにお仕事の関係について、4番の方、どうぞ。

○裁判員等経験者4

はい、4番です。私の職場の上司も有休ではなくて、特休でお休みをくださいました。私がこのようにして選ばれたんですって言ったら、「えっ」って、やっぱり周りにそういう人がいなかったっていうか「初めて聞いた」って、「本当にそういうことってあるんだね」みたいな感じで言われて、逆に上司も何かこう興味があるみたいで、「それが全て終わったときはどんな感じになったか教えてね」って言われました。

○司会者

はい、ありがとうございます。

ほかはいかがですか。私の職場は余り理解がなかったみたいな方はいないですか。

7番さん。

○裁判員等経験者7

7番です。職場でこの抽選に当たったことを話したら、総務のほうの一番上の上司は参加してきてくださいって言ってもらったんですけど、直属の上司には断れなかったのかということと言われてしまって、職場に戻ったら仕事がちょっと山積みになっているような感じでした。もう少し会社の理解とか協力があつたらよかったですかなと思います。

○司会者

はい、ありがとうございます。

ほかの方はどうですか。もう一人ぐらいどうでしょうか。

じゃあ、6番の方。

○裁判員等経験者6

6番です。今回の裁判が11日間という形で比較的長かったんですけども、上司に話をしたときには、一応、快く行ってきなさいという形で言っていたのでよかったですけども、職業柄ですね、ちょっとお客さんなんかと絡むところが多いものですから、そこら辺の調整とかが結構大変だったなというところが個人的にはありました。

○司会者

はい、ありがとうございます。

ざっと、今、仕事の関係でお聞きしましたけれども、家族との関係、介護とか家事とか、お子さんの世話とか、いろいろな点での御苦労もあり得ると思いますが、このあたりについてお話しいただけることがあれば、お願いしたいと思うんですが。

じゃあ、5番の方。

○裁判員等経験者5

はい、5番です。いろいろな御家庭があるので、それぞれだとは思いますが、私の場合は、幸い主人の協力を得られることができて大変よかったと思います。ちょっと個人的なことなんですけど、実は一人娘がおりまして、障害をもって生まれてきております。結構重度なほうなので手がかかるんですけど、その面でも、事前に裁判員をするっていうのは、もう分かってましたので、決まった時点で施設だったりとか関連事業所にですね、声をかけさせてもらってサポートをしてもらいました。私としては、恵まれてたほうだなと思っています。

○司会者

ありがとうございます。

ほかの方はいかがですか。

8番の方とか何か。

○裁判員等経験者8

8番です。私、自分で農業をしているんですけど、一番困ったのがですね、ハウス栽培をしてるもんだから、水かけが大変だったんですよ。ここに来る前に朝早く行って水をかけたり、まあうちのほうも家内が手伝ってくれたりしたんで、まあ協力は家族としては得られたと思うんですけど、やっぱりまあ自分でかわいがってる野菜であるとか、結構大変だと思ったんです。でも、やっぱりこの経験をしてよかったと思いますね。

○司会者

はい、ありがとうございます。

今の点について、ほかの方はいかがですか。特によろしいですか。

それでは、裁判員裁判の期間、裁判所にいわば通勤していただいたわけですがけれども、その際にはやっぱり宿泊が必要だったり、あるいは長期間かつ長時間の通勤が必要だったり、そういう点で御苦労があった方もおられると思うんですが、そのあたりでお話しただけのことは何かありますか。

どうぞ、はい。

○裁判員等経験者4

はい、4番です。私は大隅半島からだったんですけど、泊まれますよっていうことだったんですが、でも何かこう帰ったほうが気持ち的に落ちつくかなと思って、3日間でしたけど、毎日通いました。終わって帰るとき、車に乗ってる時間が結構長いので、そのときがちょっと急にどっと疲れが出て、ちょっと精神的に疲れたのかなって、体力はあるつもりなんですけど、いろいろ考えてのお仕事だったので、そこら辺でちょっと大変でした。

○司会者

はい、ありがとうございます。分かります、その気持ち。

ほかの方はいかがですか。

はい、どうぞ、2番。

○裁判員等経験者2

はい、2番です。自分も大隅なので、泊まるかどうかって考えたんですけども、自分のほうはあえて泊まらせていただきました。まあ2日間ですけども、それはどうしても、まあ遅刻をしちゃいけないという部分と、まあ何か起こって問題起こしちゃういけないというところで、安全策という形でちょっと余裕をもって行くという気持ちをもった泊まりになりました。

○司会者

はい、ありがとうございます。

ほかはよろしいですかね。

それじゃあ、今度は刑事裁判、裁判員裁判に参加すること自体の不安等についてお聞きしたいと思います。

裁判員裁判、もともとは重大刑事裁判を対象としているわけで、皆さんが参加された裁判、これはまあ被害者が追っかけをされたり、あるいは性被害に、性犯罪に遭いそうになった、まあそういう重大な事案だったと思います。また、事件の大小を問わず、裁判ではやはりまあ人の人生を左右するような判断をすることになる。まあそういう面もあるかと思えます。

そこで、その裁判員として、いわば重大な判断を行う、そういうことについて、参加するに対して不安とか心配とか、そういういろんな面で心理や負担があったかと思うんですけども、そのあたりについてお話いただければというふうに思いますが、どなたからでも結構ですが、どうですか。

じゃあ、どうぞ、どうぞ、2番の方。

○裁判員等経験者2

はい、2番です。自分は裁判員裁判が始まったときから、参加したいなという気持ちはずがありました。で、なかなか抽選が来ないので、まあ当たらないもんなんだろうというところで、実際に決まりまして、ただ、それから次の抽選が全く来ないので、自分が2月の裁判だったんですね、なので、もうぎりぎりのところだったので、自分はこれで外れて、またずっとないのかなという部分があったんです。実際にその裁判が決まったとしても特に不安はなかったんですが、逆に言うと、もう始まってからのほうがやっぱり緊張はしました。

○司会者

今のお話はむしろ、楽しみと言うと、おかしいんですけど、不安ではなく期待が大きかったというそういうことですかね。

ほかの方、いかがですか。

皆さん、同じような意見ですか、それとも違う、8番の方、今うなずいておられましたか、はい。

○裁判員等経験者8

8番です。私がここに抽選で呼出しを受けまして、また、ここに来てからまた抽選があるって聞いたんですよね。まあ30何名いらっしゃって、私は今の番号と同じ8番だったんですけど、30何人のうち、8名ぐらいだから当たらないだろうと思って、高をくくってたら、なぜか一番最初に御指名を受けました。そのとき、私にそんな裁判なんてできるわけがないなと思って、面接のときも申し上げたんですけど、「いや、皆さんそういうふうにされて、何とかやっつけられますよ」って聞いたもんだから、じゃあまあ人生の経験上やってみようと思って引き受けたんですけど、いろいろ裁判所の方のアドバイスやら伺ってたら、何とかできるんじゃないかなと思って、まあ一抹の不安より人生の経験としてやってみようという意欲が湧いた次第でした。

○司会者

はい、ありがとうございます。

そうしますと、あれですかね、裁判所に来ていろいろ説明を受ける前は、やはりちょっと不安とか、自分ではできないんじゃないかとか、そういう思いはあったんですか。

○裁判員等経験者 8 番

少しはあったですね。

○司会者

少しはあった。

○裁判員等経験者 8

まあ期待も少しは。

○司会者

ああ、なるほどね。よく分かりました。

ほかはどうでしょうか。同じような御意見でも結構です。少しニュアンスが違っていてという御意見でも結構です。

はい、どうぞ 6 番。

○裁判員等経験者 6

6 番です。私に関しても、裁判員裁判は、私 20 代なんですけども、この年でなかなか経験できる機会じゃないので、いいなとは思ったんですけども、一応二つだけ、できれば避けたいなというのがあって、その一つがですね、その被告人ですね、被告人が正直、その犯罪の事実について否認をしてるようなものに関して当たったときに、そこら辺で正当な判断ができるのかなという不安があったのと、後は、最高の刑として、まあ極刑、死刑ですね、死刑もあり得るようなものじゃなければいいなというのが、正直あったところでした。今回はそういった裁判じゃなかったので、普通にできたんですけども、一応そこだけがちょっと心配だったというところではあります。

○司会者

はい、ありがとうございます。

ほかの方はいかがですか。

はい、どうぞ、1番の方。

○裁判員等経験者1

1番です。やはり一番この裁判員になった前も後も考えたのが、やはり人に刑を科すということで、その犯罪を犯した人にとっても、あるいは被害者にとっても、どれぐらいの刑を科すかということを考える責任というのがあるということが非常に心の重荷になって、人が人を裁くっていうのは怖いことだなと思って、いろいろ前後でも本を読んだりして考えたんですけど、やはりこう、これはやはり人が人を裁くんではなくて人が罪を裁くんだと、罪に対して刑をかけるんだということを何かの本で読んで、ああそうだなと思って、まあ罪に関して刑を考えるんだということで少し自分の中で心を納得させて、裁判員になった前後で自分の中でちょっとこう落ちついてきたかなということを考えました。

○司会者

はい、ありがとうございます。

今のお話でいろいろな本等読まれたっていうのは、裁判員についての通知を受けた後っていうことですか。

○裁判員等経験者1

前も後も。

○司会者

前も後も。じゃあ、もしかしたら、裁判員として選ばれるかもしれないということ踏まえて、いろいろ調べたり考えたりされたっていうことですか。

ありがとうございます。

この点、特によろしいですか。

はい、じゃあどうぞ、5番の方。

○裁判員等経験者 5

5番です。先ほど廣谷所長から、裁判をするに当たって重大な判断を行うことへの不安とかがってということだったんですけれども、やはり、皆さん不安は多少なりあると思うんですね。私の場合ですと、やはり富田裁判長がまあユニークなお話をちよっと合間、合間にしてくださったり、福田裁判官の笑顔ですとか、一緒に裁判員をした方々、何かこうチーム、一つのチームとして、取り組めたので、大変、周りの方が本当に支えて下さってありがたかったなど、今、思っております。

○司会者

ありがとうございます。

そうすると、裁判所に来るまではやはり重大な判断をしなくちゃいけないっていう不安はあったけれど、実際始めて見たら。

○裁判員等経験者 5

一人でないってこと、何か強くなった気分で、はい。

○司会者

なるほど、なるほど、はい、分かりました、ありがとうございます。

それでは、その不安のもう一つ別な側面として、例えば、裁判員裁判が始まった当初は、遺体の写真がショッキングだと、そういうことが問題になったことがあるかと思えます。それで、本県でも多少その事案によっては傷口の写真だったりがあったというふうに話も聞いておりますが、証拠そのもの、あるいはその事件の中身そのものだったり、証人等の話で聞かれた、そういうものについて実際の審理をする中で負担を感じたとか、何か心配を感じたとか、あるいは嫌な気持ちになったとか、そういうことがあればお知らせいただきたいんですが、どうでしょう。

7番さん、はい、どうぞ。

○裁判員等経験者 7

7番です。まあその、傷口を見たりとか死体を見たりっていうのが、モノクロにしてあったりして、大事なところだけ、判断する部分だけを見せてもらうっていう

ことも、事前にちょっと人からこう聞いていたりしたので、刑事裁判に参加するっという不安よりも、これが当たってしまったっという責任感と期待と、あと、一番最初に冨田裁判長から検事さんや弁護士さんを御紹介して下さったときに、ぜひ参加させてもらいたっという、最初の御挨拶をお聞きしたときに、もう不安感が払拭され、充実した11日間を過ごせました。

○司会者

実際にもその審理の中で、まあいろいろ写真とか出たと思いますが、それを見たときの特にショックとかそういうことは。

○裁判員等経験者7

あ、ないです、はい。私で言えば、ちょっと病院でも働いてたので、近くを遺体が通ったりとかいうことをちょっと見たりする機会もありましたし、切り刻んでっというのではなかったもので、大丈夫でした。

○司会者

はい、分かりました。

その先ほどのモノクロの話がありましたでしょう。それは実際に選任され、要するに裁判所に来る前にもう既にそういう話をお聞きになってたっわけですか。

○裁判員等経験者7

はい、周りの方からも「裁判員になったらもう最大限に守られて、そういうのを多分見せるはずだから、そこは怖がらなくてもいいと思う」っというアドバイスを受けてたんで。

○司会者

ああ、そうですか。

分かりました。ありがとうございました。

ほかの方はいかがでしょうか。

○裁判員等経験者4

私の場合も、強制わいせつ致傷というような事件だったんですけど、その犯行の

現場の様子を人形を使って写真を撮ってあったのをこう見せて、まあどういふふう
に犯行されたのかというような形だったので、余りリアルではなく、それかといっ
て非常に具体性があるようなそういう写真で説明されたので、非常にちょうどいい
ぐらいの現場の分かりやすさが伝わってきて、それが非常に判断の材料になったと
いうことで、上手な説明だなと感心したところでした。

○司会者

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ちょっと先ほどの質問とちょっと重なるんですけども、この裁判員
に皆様が選ばれる前、先ほど2番の方は裁判員をやってみたかったというお話だっ
たんですが、ほかの方はいかがでしょうか。結構、アンケート等を見ますと、前々
から裁判員をやってみたかったという人は比較的少なくって、余りやりたくなかつ
たっていう方も結構おられるんですけども、この点、皆さんいかがでしたか。

どうぞ、3番の方、いかがですか。

○裁判員等経験者3

3番です。私の場合は職業がちょっと特殊で、物書きをしてまして、そっちのほ
うの好奇心のほうが勝ちました。だから義務感とかそういうのよりは、めったにあ
ることじゃないので、ぜひ見てみたい、体験したいという、そういう気持ちが一番
強かったです。

○司会者

はい、ありがとうございます。

ほかの方はいかがですか。

うなずいておられる、5番の方。

○裁判員等経験者5

5番です。3番の方と一緒にやはり、人間にそんなタイプの方がいると思うんで
すけど、私の場合は好奇心の方が、まあ未知の世界なので一応やってみたい、行っ

てみたいという気持ちの方が勝りました。後はまあ、抽選ですので最終的には、自分には白羽の矢が立った場合は、そこから責任感に変わって私がやらなければという気持ちが切りかわった次第です。はい。

○司会者

はい、ありがとうございます。

じゃあ、逆に絶対やりたくないと思ってたとか、そういう人はいないですかね。意外に余りないもんですかね。皆さん、割と前向きにとらえていた、ということですかね。まあ、その程度等はあるかもしれませんが。

はい、どうぞ。

○裁判員等経験者3

3番ですけど、それをお聞きするのはこの場にいる皆さんじゃないほうがいいと思います。はい、この場にいらっしやらない方のほうが言いたいことはあると思います。ですから、来れなかった方にアンケートをとるなり、そうしたほうが本当の意見がしゃべれるようではないかと思って。

○司会者

ああ、なるほど、ここに来られた人は皆すごく前向きな人だということですか。

○裁判員等経験者3

はい。

○司会者

そういうことですね。

はい、それで次にですね、実際の審理の分かりやすさについて、あるいは説明の仕方ぶりについて、この点についてお尋ねしたいと思いますが、皆さん、ちょっと記憶を喚起していただきたいと思うんですが、審理が始まる冒頭、検察官と弁護人それぞれ冒頭陳述を行ったと思います。それぞれ検察官の立場、弁護人の立場から皆さんに分かるように、ちょっとできるだけ分かるようにと、工夫して冒頭陳述を行ったというふうに思いますが、皆さんの立場から見て、その説明の仕方が分かり

やすかったのか、それともちょっと分かりづらかったのか、そういうあたり御記憶があればお話ししていただきたいと思いますが。率直にお話ししていただいて結構だと思います。はい、どうぞ。

○裁判員等経験者2

2番です。自分もまあ初めてだったので、冒頭陳述のメモとかですね、見たときに非常にカラーで載せてあったりとかですね、重要なところはここなんだよ、みたいな形のそこもカラーで載せてあったりとかですね、文字の書き方も大きく書いてあって、裁判員の方、いろんな方が来るので皆さんが分かりやすいようにというのを、まあ、考えて作ってらっしゃるんだなとは分かりました。

○司会者

実際にも、分かりやすい内容だったということでもいいんですかね。

○裁判員等経験者2

自分まあよく文章を見るちょっと仕事なので、自分としてはすごく分かりやすかったと思います。

○司会者

はい、ありがとうございました。

ほかの方はいかがですか。

はい、どうぞ、1番の方。

○裁判員等経験者1

1番です。裁判の中で法廷の中に大型ディスプレイがあって、それで写したりしてるんで、ああ、今の裁判はすごくこういうディスプレイみたいなものを使って映像を見せながらやっていくんだなということで、非常に分かりやすいなと思って、ちょっとびっくりした、イメージよりちょっと違ったような審理だなと思いました。

○司会者

はい、ありがとうございます。

左側端の方はいかがですか。事案が込み合っていた事案など。

はい、どうぞ、8番の方。

○裁判員等経験者8

私なんかは、初日からですね、検事さん、弁護人さんの説明が分かりやすく、で、まあ丁寧に結構されてるんだなあと思って、実際私たちがこう実際したのと、テレビなんかで結構ありますんでね、そうすると結構難しいこと言うんだなあとかありますが、私なんかこう聞いた場合は、結構まあ素人がいるわけですから、分かりやすく説明するんだなあというのでびっくりしましたね。

○司会者

ああ、そうですか。

○裁判員等経験者8

裁判を進めるにあたって、裁判長やら皆さんがいろいろこう詳しく、また、たまには冗談も言っていただいたりして、まあその面では気分的に楽に進められたんじゃないかなあと思います。

○司会者

そうですか、ありがとうございます。

8番の方が担当された事件は、パチンコ強盗の事案です。たくさんの方が関与して、事件もたくさんあって、割と複雑な部類に入る事件ではなからうかと。

それで検察官は、その総論的な冒頭陳述とそれから事件ごとの各論的な冒頭陳述を準備して、それで弁護人もそれに合わせた冒頭陳述を行ったようですけれども、この件について分かりやすかったとか、分かりにくかったとか、そこら辺の御感想はありますか。

○裁判員等経験者8

あの、パチンコの場合はですね、その前の東京とか、いろいろ、あっちこっちで事件を起こしてきて、最後に鹿児島になった事件なんですけど、前もっての何かの流れがあって、今度は何で鹿児島に来たんだろうかなっていう最初は疑念があった

んですよ。そしたら、その流れがだんだんこう裁判していく間にですね、ああ、こういう具合で流れてきたんだなあっていうのが分かってきたし、また、そういう流れだったら自分たちも、最初の人達の刑が決まっていたもんですからね。それに対してやっぱりそういうのを考えながら裁判しとけばいいなあっていう考えも出てきましたね。

○司会者

そうすると、分かりやすい冒頭陳述の工夫だっているというそういう理解で。

○裁判員等経験者 8

そうですね。

○司会者

ほかの方はいかがですか。

同じパチンコ強盗、まあ被告人は違いましたけれど、何か思いますか。

はい、どうぞ、6番の方。

○裁判員等経験者 6

6番です。今回のパチンコ強盗の事件に関しては、まあ弁護側と検察側でまあ争点というのが幫助犯か共同正犯かっていうところでしたんですけども、そこら辺の争点について、なぜこういったことで主張してるんですよっていう根拠なんかがありますね、非常にまあそこら辺が、それぞれの内容っていうのが分かりやすくまとめられていたので、まあ分かりやすかったなっていう印象でした。

○司会者

ありがとうございます。

ほか何か付加して、お話しされたい方は。よろしいですか。

それでは、冒頭陳述に続いて、証拠調べがいろいろされたと思います。供述調書の読み上げとか、後は、写真とか図面とかを使っての証拠調べがあったと思いますが、その証拠調べの方法について何かお気づきの点、感想等があればお聞きしたい

と思いますが。結論として、分かりやすかったっていう方はどの程度ありますか。そうか、皆さん手を挙げてしまったから。じゃあ、分かりました、特に。もう少しこうして欲しかったとかいうことがもしあれば。

大丈夫ですか、いいですか。分かりました。

それで次に、証人尋問あるいは被告人質問がされたと思いますが、裁判員裁判についてはそういう尋問技術の向上というのも一つの課題になっているところであります。まあ皆さんの感想として、それぞれ担当された事件について、検察官とか弁護人の質問、これが分かりやすかったかどうか、そのあたり一度お尋ねしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

分かりづらいところがあったっていう人はいますか。

どうぞ、どうぞ、3番の方。

○裁判員等経験者3

3番です。分かりづらさというのは、ほぼなかったです。何ていうか、かみ砕いてよく分かりやすいようにっていう意識をされてるなという印象を受けましたし、実際に分かりやすかったです。ただ、何のためにその質問をしたかとか、その辺はちょっとよく分からなかったです。何のための質問なのかとか、そういうところは意図がつかめなかったです。

○司会者

あ、なるほど、なるほど。質問自体は分かるけど、これは何のためのものかがはっきりしない。いかがですか。それぞれ質問について感じる場所は違うかと思いますが。

どうでしょう、今、御指摘のあった、質問そのものよりもそれがどういう趣旨での質問なのかというところが分かりづらいという御指摘でしたが、そういう点感じられた方はほかにいないですか。

どうですか、趣旨も含めてそう分かりやすかったっていう理解でいいですか。

はい、どうぞ、はい、5番の方。

○裁判員等経験者5

5番です、すみません。ちょっと重複するんですけど、質問の内容とか証拠調べの方法とかは大変分かりやすかったです。まあ特性なんですけど、ちょっと早口になられるときにですね、裁判官とか、弁護士の方が早口になられるときに、まあちょっと、あ、何だったかなっていうところはありましたけど、内容としてはよかったですと思います。ならば、ちょっと視点を変えてみて、私たちがやっぱりこう分かるようにという工夫がされてあり、その点が手に取るように分かりましたので、逆に、検事とか寝ないでやってらっしゃるんじゃないかなとか、御苦労もところどころ見られてですね、大変助かりました。

○司会者

はあ、そうですか、分かりました。

それでは、その尋問の一つとして、2月に行われた裁判員裁判、これ被告人の知的障害に関して、専門家が証人として出廷した事案でした。その精神的な障害と犯行との関係について、証人に尋問をして証人が説明したと聞いておりますが、その内容が分かりやすいものだったかどうか、そこをちょっとお尋ねしたいと思うんですけれど。

いかがでしたか、専門家の説明ぶりが分かりやすかったのか、それとも、もう少しちょっと分かりやすく説明してほしかったとか。

どうぞ、どうぞ。

○裁判員等経験者2

2番です。精神科の先生が来られたということで、今回はその知的障害のある方の裁判でしたので、その方の程度ですよ、それがどう今回の事件に反映されてるかというところ、ちょっといろいろ聞きたかったんですけど、先生の御意見からすると、自分は余りその精神的なところでの基準ていうのが、ちょっと見えてこなくて、先生の御意見で分かったところが、そのまあ中程度であるとかですね、判断

ができますとかですね、そういうところだったので、先生も、事前に1回か2回しか、もしかしたらお会いされてないのかなという部分があり、なかなか見えづらい部分があると思うんですが、もう少し詳しく聞けたらなっていうのは感じました。

○司会者

障害認定度は中程度っていうことは分かったけれど、だからどうなのかとかそこから辺が分かりづらかったって、そういうことですか。さっきの3番の方と似たようなところですかね。想定してる場面が違うかもしれませんが。

○裁判員等経験者3

3番です。そのやはり、ちょっとためらったようなところっていうのは知的障害があるって、それがどの程度なのかというところと、それが刑、量刑にどう関係してくるかというところと、まず法廷に立たれた被告人側がどれくらい、質問とかを実際理解されているのかっていうのは初め不安でした。ただ、見てると、初めに考えていたよりもちゃんと分かって受け答えをされているので、逆にこの方の知能障害の程度はどのくらいなのかって思い、出されてる資料と比べて、私たちというか、自分自身個人の意見では、もう少し上なんじゃないかとかと思って、そこを専門家である医師の方にはもう少し詳しくお話していただきたいんですけど、そこは少し不満です。

○司会者

はい、分かりました。

4番の方、何かありませんか、はい。

○裁判員等経験者4

やっぱり先生の説明を聞いてると分かりやすいようで分かりにくいっていうか、何かこうポイント、これが決め手です、決め手っていったらあれですけど、これっていうのがないので、なかなかそこで私たちも、ええ、どうなんだろう、どうなるんだと思い、説明を受けてもやっぱりちょっと分かりづらくて、最後の最後までち

よっと悩んでしまった部分はありました。

○司会者

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、次に証拠調べが終わったら、論告弁論に入ったと思います。それで、検察官も弁護人も事実とか量刑について、皆さんを説得するために、弁論されたわけですが、実際のところ、それらの検察官の論告、それから弁護人の弁論、これがまあ分かりやすかったのか、あるいは説得的だったのか、あるいはそうでもないのか、そこら辺の感想をお尋ねしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。最後に検察官と弁護人が意見を述べたっていうのは記憶ありますよね。それを思い返していただいて、分かりやすかったとか、あるいは分かりにくかったとか、何でも結構ですので、いかがでしょう。

じゃあ、分かりやすかったっていう人はどの程度、覚えてるか。ああ、みんな、そうですか。いや、こうしてほしかったっていう点がありますっていう人はいないですか。分かりやすかったにしても、まあ、こんな点がもう少しあれば、なおさらよかったとか。特に文句なしですか。

はい、どうぞ3番。

○裁判員等経験者3

3番です。ちょっと趣旨とは外れるかもしれませんが、正直に言いますね、弁護士の方がやる気がなかった。なぜ、やる気がないのか、ずっとそれが気になってました。どうなんですか、お答えいただけますか。

○司会者

いや、まあ。

○弁護士

やる気がなかったっていう指摘は甘んじて受けないといけないと思うんですけれども、弁解させていただきますと、私自身は2番さん、3番さん、4番さんの担当した事件、一応主任弁護人としてさせていただいて、私自身も初めての経験でもあ

ったので、弁護士として選任されてから一生懸命やってきたつもりではあります。しかし、実際に携わった裁判員の方から、やる気がなかったという指摘を受けましたので、反省して今後に活かしていきたいと思っておりますけれども、決してやる気がなかったわけではないということは御理解いただければと思っております。

○司会者

はい、ありがとうございます。

今、お尋ねしたところに重なるんですけれども、今は論告とか弁論に限って感想をお尋ねして、例えば改善点があるかどうかをお尋ねしたんですが、この裁判員裁判全般、皆さんが担当されたその審理全般について何か工夫する余地があるかどうか、これはもう幅広くって結構です。やっぱり日程の点も含めて、もう少し日程を短くやってほしいとか、あるいはもっと長くやってほしいとか、そういうことも含めて、感想があればお尋ねしたいんですが。

具体的に聞いたほうがお答えやすいんですかね。皆さんの日程、それぞれですけれども、もう少し短くしてほしかったって御希望ある方は、お考えの方はおられますか。これは11日間だったんですけど、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者8

まあ、11日間だったので、正直長いなというのはあったんですけども、その中で、一番結構大変ていうか辛かったっていうのが、3日間か4日間ぐらいずっと供述調書の読み上げが続いて、そこが結構、しっかり聞かないと思いつつもちよっと途中で抜けたりとか、そこら辺があったので、そこら辺の日程っていうのがもう少し何とかなればいいなというところでした。

○司会者

3日間。

○裁判員等経験者8

はい、3日ぐらいだと思います。

○司会者

それは日程というよりも、その読み上げをもうちょっと何とか短く、短くとか。

○裁判員等経験者 8

時系列が多かったんで、しょうがないとは思うんですけど。

○司会者

そうすると、そういう観点からも何かないですか。どんな点でも結構ですけど。

はい、どうぞ。

○裁判員等経験者 2

2番です。自分が関わった裁判については、3日ということ短かったので、最初にスケジュールを見たときには、もっと早くても短くてもいいのかなとは思ってたんですよ。最初1日目が終わったときにですね。それでも、裁判の中で休憩を何度も取りながら、その休憩っていうのがちゃんと自分たちが意見を言い合う場っていうところで、疲れもできるだけないようにって形で取ってくださった部分もありますし、結果3日間たったときに、まだ、もしかしたら議論する余地があるんじゃないかなというぐらい、やっぱりその最終的には短いつて思った自分がいました。

○司会者

ありがとうございます。こんなところで、よろしいですか。

それでは、次に評議に入ったと思います。評議で裁判官がいろいろと説明をしたと思いますが、3月のパチンコの事案、これについては共同正犯か幫助犯かというような法律問題が争点になったとのこと。それで、裁判員の皆さんにとって、こういう法律問題についての裁判官からの説明が分かりやすかったかどうか、そこら辺をお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

共同正犯か幫助犯かっていったら、本当に難しくって、皆さん明確なその線を引くというのはなかなか、それをまず説明するっていうのはなかなか難しい作業ではあると思うんですが、聞く側の皆さんとして、裁判官から説明を受けて、なるほどこういう基準があるのかっていうことがよく分かったのか、その点どうなのかっていうところなんですけど、どうでしょう。

はい， 8 番の方。

○裁判員等経験者 8

8 番です。私は，パチンコの件で携わったんですけど，最初，量刑っていうのは何だろうかと，確かに何を基準に設けるんだろうか，そしたら裁判所の方から，こういう前例でこういう刑が決まったんだよという参考的な話もありました。それで，皆さんで論議しながら最終的に刑を決めることになって，じゃあ例えばその刑に対して，じゃあマイナス面を，マイナスじゃなくてプラス，その犯罪者が将来幾らかでもいいから，更生していただきたいっていう願いも込めて，量刑を我々は決めたいと思います。だから，導いてくださったのはやっぱり裁判長以下，ここのスタッフの方だと思います。私は，だからそれに対してやっぱりそれでよかったんじゃないかなって，まあ，たまに気になるときもありますけどね，どうなったんだろうかっていう。だから，まあ決めたことに関してはそれでよかったんじゃないかなって思いますね，今は。

○司会者

ありがとうございます。ちょっと幅広い量刑についての裁判官の説明ぶり，それが分かりやすかったっていうことですね。

ほかの方はいかがですか。

はい，どうぞ， 1 番の方。

○裁判員等経験者 1

1 番です。私の事件は確か，検事側から求刑が 7 年ということで，結果的には 5 年ということになったと思うんですけど，それを決めるときに，まあ前の事例を見せていただいて，また裁判員の方からも一人ずつ何年がいいのかというようなことを述べて，それをグラフに書いて，それを一人ずつどういう理由で自分は何年ぐらいがいいというふうなことを話し合う中で，みんなの意見を集約していったという形でやったので，非常に何というか，刑の決め方がみんなの意見を反映したような形になって，裁判官の方は自分たちが先に言ってしまうと先入観を持たれるからと

ということで、裁判員の考えた量刑のほうを先に述べて、理由を言って決めていったという非常にいい形で決めていていただいたから、みんなが納得するような量刑判断になったのではないかと思って、うまくリードされるなどと思って、それで感心したところでした。

○司会者

ありがとうございます。

そうすると、量刑の話が出ましたので、量刑に当たっては行為責任なんだっていう話が多分裁判官から出て、後は量刑グラフを示された、それをもとに協議をして最終的に判断をしたと思うんですが、行為責任だっていう話、説明ぶり、これはどうですかね、よく分かりましたか。あるいはその量刑グラフについて、考え方によっては、量刑を皆さんが決めるのに、量刑グラフみたいな過去のデータを示されると、それに大分、引きずられてしまうんじゃないかってというような批判的な見解もあり得るとは思うんですけれども、その辺りについて率直なところ、どういう感想を持たれたのか、どなたでも結構です。

どうぞ、3番の方。

○裁判員等経験者3

3番です。資料があった方がありがたいと思いました。そこからどうするかは、やはり話し合うなり、何なりして決めればいいことだと、私は思っています。

○司会者

判断の資料として有用なものだったってことですよね。

ほかの方はいかがですか。どうぞ、7番。

○裁判員等経験者7

7番です。パワーポイントで、私はパチンコ強盗を担当させていただいたんですけど、その窃盗した金額だとか、過去の例を見てっていうので、すごく分かりやすかったですね。先ほどにちょっと戻るんですけれども、幫助犯とか共同正犯についても短い言葉で簡潔にちょっと分かるように、最初のうちに教えていただいたので、

入っていきやすかったです。細部にも、はい。

○司会者

裁判員裁判については、裁判員の皆さんがどういうことを実際に自分で考えればいいのかっていうのを分かっていたかかないと、その前提がおかしくなりますので、そこら辺の裁判官による説明ぶりというのは、大事だろうと思います。

皆さん、今までのお話だと説明に特に問題はなかったとお聞きしてよろしいですか。ありがとうございます。

では今度は、その説明を受けて、自分がその評議の中で十分意見を言えたかどうか、その点に移りたいと思うんですけども、そこはいかがでしたか。先ほど1番の方からは、裁判員がまず意見を言って協議をしていってというような話がありましたが、自分としては何かもっと言いたかったのにとか、そういうことがあれば、あるいはまあ十分意見が言えたっていうことでも結構ですし、どうでしょうか。

はい、どうぞ。

○裁判員等経験者 5

5番です。そうですね、評議の中で意見は結構、自由に言えました。ただ、先ほどもあったんですけど、行為責任とか量刑に関して、似たようなその事件をもってきてですね、まあ大体これぐらいですとか、分かりやすいんですけども、どうしても論理的な思考も持たないといけない。ていうのは、人間ていうか、私たちみたいにこうって未熟なものとしては、やはりちょっと感情も入ってしまって、特に私の場合は、女性であり、外国に行き、いろんな面で見えていきましたので、その感情をどう断ち切るかというのはやはり難しかったかなと思うし、ある程度、やはりこの、そうですね量刑を決めるっていうのは訓練が必要なのかなあというふうに感じました。

○司会者

訓練。

○裁判員等経験者 5

そうですね。

○司会者

いろんな感情があれども、それに引きずられちゃいけないじゃないかというそういうところですか。

○裁判員等経験者5

今後の責任もこういう責任としてみるには、やはりこれで過去を断ち切る、断ち切らないといけないところもあったように感じます。

○司会者

なるほどね、はい。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、裁判員裁判に皆さん参加していただいたわけですが、参加する前と後で、皆さん自身、何か裁判所に対する気持ちというか考え方とか、あるいは裁判のとらえ方とか、そういう面で何らかのサインは出たのかどうなのか、違いがあるのかどうなのか、そこら辺についてお尋ねしたいと思うんですけれど、どうでしょうか。例えば裁判所に対するイメージが変わったとか、あるいは裁判員に対する同じ裁判報道を見ても見る目が違ったとか、何でも結構ですが、いかがですか。

はい、どうぞ、2番の方。

○裁判員等経験者2

はい、2番です。自分のほうは裁判に参加してですね、その後はやっぱりその新聞で載ってる起訴とか、そういうところから見るようになってきた部分と、最初は自分が裁判員裁判に参加したいっていう気持ちだけだったんですけども、参加した後はぜひみんなに参加してほしいと、どうしても内容にもよるとは思うんですけども、この経験は本当に貴重だよっていうのはすごく感じました。

○司会者

はい、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

はい、1番さん、どうぞ。

○裁判員等経験者1

1番です。今回の裁判に参加させていただいて思ったのは、やっぱり随分丁寧に審議して、刑事裁判は行われていくんだなっていうのを実感しました。もうちょっとやるといふか、そうなのかと思ってたんですけど、ただ、裁判自体は3日間ということで、そんなに期間はなかったんですけど、それに至るまでの証拠調べとか、そういうのに時間が掛かってるんだなと思って、裁判って大変なんだなということを実感したところでした。

○司会者

裁判自体は3日だけれど、その事前の準備、これに大分、時間が掛かってるんだなっていうそういう趣旨ですかね、はい。

それでは、皆さんの裁判員裁判に参加して、その経験を周りの方に、お話しすることもあろうかと思うんですけども、どのようなお話をされたのか、差し支えない範囲でお尋ねできればと思うんですが。

ああ、じゃあ、5番の方。

○裁判員等経験者5

5番です。家族にはまあ、気楽にお話しできるんですけども、自分の友人とか、遠く離れた親戚だとか、SNSでツイッターとかフェイスブックとかに投稿させてもらいました。一応、全部評議が終わって、それが終わって数日たってからだったんですけども、裁判所の方々にも許可いただいて、を少し添えて、やはり皆さん、経験されたことのない方はるかに多いので、どうだったかとか、私に聞いてきてくれた方には、そのままこう感想とか、「よかったです」とか可能な限りはお話しさせていただきました。

○司会者

ちなみに例えばどんな感想をお話ししましたか。

○裁判員等経験者5

やってよかったっていうのは一番に伝えました、いい経験になりましたので、はい。

○司会者

ほかの方はいかがですか。

どうぞ、3番の方。

○裁判員等経験者3

私も一緒にSNS、正確にはツイッターのほうで「こういうことをやってきました」という報告も兼ねて上げさせていただきました。

例えば参加した後にもらえるバッジとかですね、ああいうのは珍しいらしくて、かなり閲覧数が伸びてました。それで、ぜひ機会があれば参加してほしいみたいなことも書いたんですけど、実は機会はあったんだけども、会社から嫌な顔されて行けなかったとか、まあ結局最後の抽選会までには行かなかったとか、候補者名簿に載ったというだけだったなど、やっぱり嫌な思いをして、「一般的な会社員には難しいよね」というような話をちょっと友人としました。

○司会者

なるほど、はい、ありがとうございます。

それでは、いいですかね。

もし、皆さんがまた裁判員に選ばれたとしたら、今回の経験を踏まえて、どんな点に注意して、あるいはどんな点を心がけて裁判に臨まれますか。もう一回やったら、こんなことに注意してやってみたいみたいなことが、もしあれば。まあ特になければ結構ですが。

ちょっと、次の質問に移ります。

皆さん参加していただいて、これまでも皆さんの発言の節々から感じられるところではあるんですけど、一般の方が裁判に参加するということの意味について、その自らの経験を踏まえると、どのようなお考えをもっておられるか、そこを

ちょっとお尋ねしたいんですが。先ほどから、まあ御自身の参加の経験として、自分の経験として非常によかったっていう、まあそういうお話でしたが、一般の国民の方が裁判に参加するという、そういう意味について何か、今の時点でお考えがあれば、お尋ねしたいんですが。

はい、どうぞ、3番の方。

○裁判員等経験者3

3番です。自分自身は大変ためになりましたし、こういう進め方をする、こういう説明をするという内容は非常に分かって、ためになったなと思うんですけども、それが確かにその、一般国民が裁判に参加することの意味って何だろうっていうところは、自分自身にもちょっと結論が出てない感じがします。これだけ、時間を掛けて、例えば、裁判所の職員の方も裁判員の方もそうですし、準備に時間がかかるわけじゃないですか、裁判員に説明するにも時間がかかる。それだけの例えば参加費も払うわけじゃないですか。裁判員に対してですね。お金と費用を掛けて、それだけの価値というかですね、対価があるのかっていう、じゃあ、あるとしたら何のためにするのか。そこがちょっと何ていうんですかね、変な話、宣伝不足ではあるまいかと。だから、例えばその裁判員裁判、経験者にはもっと積極的に言ってほしいなり、じゃあどこに意義があるんだと。まあ、それは私たち参加した人間にとっても何かちょっと考えなきゃいけないんじゃないか、ああ、終わった、義務が果たせた、無事に終わってよかったじゃなくて、社会にどうフィードバックしていくかという、その辺を考えていかなきゃいけないなと、そうじゃないと、その制度そのものによってもいい制度だとは思いますが、維持するだけの、何というか説得力がないという気がします。

○司会者

ありがとうございます。

8番さん、はい、どうぞ。

○裁判員等経験者8

今の話もそうなんですけど、やっぱり皆さんが理解してないから、で、例えば我々、会社員だった場合に選ばれますよね、そうするとやっぱり上司の方の理解はほとんどないと思うんですよ。そうすると変な顔されたり「何で断らなかつたの」とか、そういう意見が出ると思うんです。だから、やっぱりそういう裁判員に選ばれた方の上司には説明文書みたいなのを裁判所からお送りして、で、こうこういうわけでお方を選びましたと、御協力くださいというような文章が必要なときもあるんじゃないかなと思います。だから、私なんかは個人的にそういう上下ないですから、自分の人生のために経験しようかなと思って来たけど、会社に勤めてる方は、多分その上司との関係が出てくると思うんですよね。そこを上司の方に理解させる、これはもうほとんど、会社員の上司の方、理解されてない人がほとんどだったと思う。やっぱりそういう手段も必要じゃないかなと思います。

○司会者

なるほど。勤務先にまあ例えば、説明する文書をね。

○裁判員等経験者 8

この方が選ばれましたっていう。

○司会者

そういうことですね。なるほど、分かりました。ありがとうございます。

それでは、これまで私のほうから皆さんにお尋ねしましたが、検察官と弁護士側から何か御質問等があれば。

じゃあ検事からどうぞ。

○秋間検事

はい、検察官の秋間です。今日は貴重なお時間をどうもありがとうございました。

検察官としてお聞きしたいのは、1点ですね、6番さんのお話しいただいたところなんです。調書の読み上げがとにかく長いというところであると。検察官も了解をしてるつもりでありまして、一応そのまま引用した結果であつたりとかですね、あるいは間に違うのを入れて何とかということも考えたものの、絶対量が多いことは十

分計算期間としても把握してるところでして、端的に申しますと、どうやったらもっとより良かったか、実際に苦勞してお聞きいただいた結果ですね、もっとこうしとけば分かりやすかったとか、我慢できたとかですね、そういう御意見・御感想が
おありでしたらお聞きしたいなど、いかがでしょうか。

○司会者

どうぞ、どうぞ。

○裁判員等経験者 6

6番です。なかなか、その明確な回答というのが正直難しいところではあるんですけども、パソコンがあって、まず文章はこう出てきて、それをまあ追って目で追っていくというところで、ずっとそれが3日続くというところで、なかなか頭にです、入りづらいところも多少あったりするものですから、区切り、区切りで何かその、人と人の会話というか、そこら辺の何か、途中で切って、ここまでの時系列
というか、会話っていかそこら辺が何かできればいいのかなというところ
です。ずっとこう文章の読み上げ、多分、最後は声も枯れてらっしゃったと思うんですけども。その辺が途中で、いったん切って、また10分ぐらいあって、またそこで読み上げっていう形でいけば、また違うのかなっていう気はすると思います。

○司会者

弁護人からはいかがですか。先ほどちょっとありましたけど。

○宮路弁護士

弁護士の宮路です。今日は貴重な御意見、そして厳しい御指摘ありがとうございます。これを糧に今後も頑張っていきたいと思
います。

弁護士の立場から1点、お伺いしたいんですけども、やっぱり裁判員裁判の一番大きなところが、裁判員の方が裁判官とともに、量刑まで決めてしまうというのが一番大きなところではあると思うんですけども、今回対象にな
ってる4つの事件、ちょっとぱらっと記録を読んだんですけど、検察官、全件求刑何年と指摘して、

弁護人のほうからは明確に何年で出す事案と、私の事件もそうなんですけど、寛大な判決をお願いしますと。あえてこう、年数を出さない事件等あるんですけども、判断や、評議をする上で、弁護人の方からも明確に示してほしかったって思われるのか、まあ最終的には量刑データが、どこかのタイミングで示されるでしょうから、ある程度そこで、振り幅っていうのがある程度、裁判員の方も分かるでしょうし。我々も示す上では、量刑データを意識した上で示してるので、ある程度その何ていうか、量刑の幅っていうのは、ある程度どっかのタイミングで分かってくるとは思うんですけど、そのあえて弁護人のほうが示さなかったということについて、率直に御意見伺えればなと思って質問させていただきました。

○司会

今の質問、分かりましたかね、はい。

どうでしょうか。

1番の方、はいどうぞ。

○裁判員等経験者1

1番です。私が担当した事案は、確か検察官のほうから7年という求刑があって、弁護人の方からは多分、この寛大な量刑をとというような形だったと思うんですけど、やはり裁判員の方からすると、それぞれのプロ側から見た立場の量刑っていうのを一応示していただいて、多分その間になることが、必ずしもその間にならないのか、まあ知らないですけど、一応の目安として、検事側、それから弁護人側の考える量刑っていうのを教えていただく方が、裁判員としてはちょっとありがたいかなというような印象はありました。

○司会者

3番の方、どうぞ、はい。

○裁判員等経験者3

私は素人ですので、素人の立場から申し上げます。

弁護側が年数を具体的な、示すか示さないかっていうお話ですよ。それは、私

個人の意見を言わせていただくと、作戦次第だと思います。事件次第というのと、じゃあその弁護人の作戦というところとすごく語弊があるかもしれませんが、じゃあ、この裁判員裁判に対して具体的に言ったほうが有利に働くかとか、そういうところは、弁護士さん自身のお考えでいいんじゃないかと私は思ってますし、寛大な判断をとというような、あえて具体的な年数を示さずに言われたときには、あ、これはもうある程度諦めてるなと思います。なので、できるだけ寛大にと、逆に年数ははっきり、もっと検察が示したものよりも、極端に短い場合は何か根拠があるんだろうなと思います。

○司会者

ほかの方はよろしいですか。

はい、どうぞ、5番の方。

○裁判員等経験者5

すみません、5番です。私が担当した裁判ですと、弁護士の方が検察官の求刑に対して具体的な数字を弁護側の方もおっしゃってくださったのでありがたかったです。

○司会者

それは、弁護側の何年という意見を述べて、その根拠も含めて言ってくれたから考えやすいということ。

○裁判員等経験者5

考えやすい。そうでした。

○司会者

分かりました。

じゃあ、今の件はこのぐらいでよろしいですか。

それでは、以上で裁判員等経験者との意見交換会の前半部分の終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。

引き続き、報道関係者からの御質問を受けたいと思います。

(休憩)

○家裁総務課長

それでは、ただいまより記者との質疑応答を始めたいと思います。

廣谷所長，司会をお願いいたします。

○司会者

それでは，

NHK，はい，どうぞ。

○NHK

今日は貴重な機会をつくってくださってありがとうございます。ちょっともう少しお話を聞かせていただければと思います。

司法記者クラブの幹事社を，今，務めさせていただいておりますNHKの若林と申します。幾つか放送各社のほうから質問を取りまとめておりまして，それぞれ各点について聞かせていただきたいと思います。

まず，1点目なんですけれども，先ほど8番の方からもですね，裁判所に対して会社の上司にそういった理解を求めるような文章を作ってもらうべきじゃないかとか，裁判員制度の今後の改善に役立つような意見もいろいろ聞かせていただいたんですけれども，このほかにですね，まあこういった対応を今後してもらえたら，これから裁判員やられる方にも，こう役立つのではないかとかですね，御自身の経験から何かこういう対応をしてほしいっていうものが，ほかにもありましたらちょっと教えていただければと思うんですけれども，こちらいかがでしょうか。

○司会

いかがでしょうか。

はい，どうぞ。3番の方，どうぞ。

○裁判員等経験者3

3番です。具体的にどうこうっていうのはありませんし、私個人的には、今のところできることは余りないのではないかと思いますけれども、さっきも申し上げたように、ここに来れなかった、来られなかった人たちに、裁判に参加できなかった、参加したくてもできなかった方たちへの聞き取りというか、ネガティブな意見をも少し集めてみてはどうかというのが、私の意見です。

○NHK

ありがとうございます。そのほかは何かありますでしょうか。

じゃあ、ちょっと幾つか質問がありますので、この質問はちょっとこれで終わらせていただこうと思います。

あと、テレビではですね、裁判のニュースの際に法廷内を撮影させていただきまして、その様子をニュースでお伝えさせていただくんですが、基本的にはそこには裁判員の方っていうのはいらっしゃらない状態で撮影させていただいてます。裁判員の制度の理解とかをですね、進めるに当たって、時には個別に取材をお願いしたりとかして、そのときはもうお顔が写ったりとかしてですね、取材を依頼させていただくようなこととかもあったりするんですけども、裁判員経験者の方々っていうのは、そういう形で御自分が裁判員だということをですね、こう周りにちょっとつまびらかにされてというか、こう知らされることに対して、何ていうか、嫌悪感とかですね、そういうのを抱くのか、それとも割とそういった肯定的な意見を述べられたいっていうふうに思われるのか、ちょっとそのあたりはいかがでしょうか。

○司会者

どうでしょうか。

どうぞ、はい、5番の方。

○裁判員等経験者5

5番です。裁判員を経験したことに関しては、むしろ誇りに思ってますので、どちらかというと、積極的にそういうのはしていきたいと思います。

○NHK

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

この制度、今年でまあ7年ですけれども、こう節目、節目のときにはですね、各報道でそういった経験をされた方に改めてちょっと聞き取りを行ったりとかですね、そういうタイミングも考えられるんですけれども、皆さん、結構いかがですかね、そういう取材を例えば報道各社がさせていただきたいというお話をしたときに、割といいですよって感じでしょうか。

○司会者

はい、3番の方、どうぞ。

○裁判員等経験者3

はい、3番です。匿名であればお話ししたいという方はいっぱいいらっしゃると思います。ただ、顔出しとか、例えば具体的にどこに住んでいる、どんな立場の人とかってということが分かるような、個人が特定できるような形であると、かなり何というか、嫌だと思われる方は多いのではないかと思います。

○NHK

はい、ありがとうございます。

じゃあ、この質問はちょっとこれぐらいにして、次の質問させていただければと思います。

これは、ちょっと担当された事件によって異なるかと思うんですけれども、被告人、もしくは被告側の関係者からですね、こう、何かこう報復を受けるような恐れを感じたりとか、そういった御経験があったりとかっていうことは、あったりしましたでしょうか。そのあたり、いかがでしょうか。

○司会者

どうでしょう。

○NHK

ちょっと、その今の質問にちょっと関わる部分なんですけれども、北九州のほう

ですね、暴力団関係者の方が声かけをしたっていうこともありまして、まあ、改めてちょっとお聞きしたいんですけども、被告人がその暴力団関係者であるっていうことが事前に分かった場合にですね、裁判員をしようと思うか、これちょっと辞退したいなというふうに思うか、このあたりは、皆さんどのように考えられますでしょうか、率直な御意見で結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○司会者

どうでしょうか。

はい、どうぞ、じゃあ、1番の方。

○裁判員等経験者1

1番です。実際に裁判員になるまでどういう事件かは分からないというのがありますので、まあそういう事件に当たったということであれば、もうそこで腹をくくって、裁判員としてやるということになると思いますけど、やはり北九州の事件はやっぱり報道で見てからは、自分の事件はそういう事件じゃなくてよかったなあというような気持ちはありますので、やはり、ああいうことが起こらないように、やはり暴力団関係の事件の場合は、なるだけそこら辺がシークレットになるように配慮していただくとか、すべての事件をそうするというのは、またコストパフォーマンスとか大変だと思いますので、できないと思いますけど、やはりそういう特殊なそういう事件の場合はちょっと配慮が必要なのかなというような感想がありました。

○NHK

ありがとうございます。

○司会者

あと、2番の方もちょっと手を挙げていらっしゃいますね。

○裁判員等経験者2

はい、2番です。自分のほうも特にその、どういう内容であろうとですね、受けるという気持ちではいます。ただ、その報復っていうことも考えられますので、もしそのような事件性になる場合には、裁判員となったからには、その中でですね、

どう対応していくかって、また考えていきながら気をつけていくっていうのは大事だと思います。

○NHK

はい、ありがとうございます。

放送からの質問は以上とさせていただきます、これからちょっと新聞社の幹事社のほうにちょっと引き継がせていただければと思います。

○読売新聞

本日はありがとうございました。同じく司法記者クラブの幹事社をしております読売新聞の橋本と申します。

簡単に2点ほど、お伺いさせていただきたいと思います。

今、暴力団のちょっと話が北九州のほうの話が出たと思うんですけど、暴力団っていうところは関係なくって、その被告人の関係者から法廷外で声を掛けられたっていう経験は、おありでしょうか。そこはないんですかね。その被告人、まあないっていうことなんですけど、被告人側の関係者とのその接触っていうのを排除するために、こう必要なことっていうか、配慮してほしいこととあって何か考えたりされていますでしょうか。

お願いします。

○司会者

じゃあ、1番の方。

○裁判員等経験者1

1番です。普通の事件はそうあんまり配慮要らないと思うんですけど、先ほど言われたような暴力団関係とか、まあそういう場合は、例えばこう顔が分からないようにこうちょっと仕切りをして、裁判員と傍聴の人が直接顔が分からないようにするとか、そういう工夫も今後、ああいう事件があったということからすると、何か少し対策を考えないといけないのかなというようなことをちょっと考えたりしました。

○読売新聞

ありがとうございます。

はい、お願いします。

○司会者

3番，どうぞ。

○裁判員等経験者3

3番です。被告の関係者からの接触という御質問ですよね。それは何も恫喝などを含まないと思うんですよ。例えば同情的に泣き落としって言う言い方は変ですけど、お願いします的なそういうことを言われたらやっぱり、何とか気持的に、こう自分が公平な判断が下せるかどうかって言うところで、ぐらつく場合はあると思うんですね。ですから、ちょっとこれは余りに非人間的かとも思うんですけれども、接触してはいけないという法的な整備なりを周知する，設定して周知する。それ以外にはないのかと思います。

○読売新聞

ありがとうございます。

ほかの、鹿児島じゃなくてほかの地裁だとですね、何かあの、食堂でその被告人の関係者と何かこう一緒になるっていうようなこともあるとかという地裁もあるらしくて、鹿児島の場合はそういう食堂とかないので、そういう機会はないと思うんですけど、その評議とか終わったら、多分そこの出口の所で解散となって、その後はもう各自で家に帰られるのだと思うんですけど、評議とか終わった後に、こう接触しないために、こういう制度があったらいいんじゃないかとか、そのほかに何か考えることがあったら、お聞かせいただきたいと思うんですけど。

○司会者

どうぞ，8番の方。

○裁判員等経験者8

8番ですけど，今，その暴力団関係っていう話でおっしゃってますけど，やはり

暴力団関係っていうのは事前に裁判所のほうで、分かると思うんですよね。そしてそれに対しては、やっぱり裁判所のほうで、そういうちょっと危険性があるという場合に限り、対処をいろんな方面で考えられて、まあ裁判所でなくてほかの所でやるとか、それとも裁判員を入れないとか、いろんな方法があると思うんですよね。裁判員の方に危険が及ぶ、そういうようなときは、やっぱり裁判所自体でやるとか、いろいろ方法は考えられると思うんですよ。どうしても、あの裁判員をつけなきゃいけないっていうあれでもないと思うんですけどね、私一応そう思いますけど。

○読売新聞

ありがとうございます。

はい、じゃあ最後の質問なんですけども、裁判員の方自身の経歴とか年齢とか性別とか職業とか、そういったものが、判決というか量刑にこう左右されたとそういうふう感じたことはありますでしょうか。

お願いします。

○裁判員等経験者 1

1 番です。量刑を考えるときはやはり、被告人の方の罪がなるだけ公平になるよにということをやはり考えたので、先ほどの量刑グラフとかそういうのを見て、同じ罪をしたら同じ罰になるよにということ、裁判員の中でも十分考えて、裁判官の方からもやはりそういう行為責任ということの説明していただいたので、それにのっとったよになるよに、なるだけその平等な量刑になるよにということを考えてみんなで論議したと考えています。

○読売新聞

ありがとうございます。

○司会

報道の方、よろしいですか。

○読売新聞

はい、読売新聞から以上になります。

ありがとうございました。

○司会

それでは、以上でよろしいですかね。

○家裁総務課長

それでは、以上をもちまして、裁判員等経験者の方との意見交換会及び質疑応答を終了いたします。

今日はどうもありがとうございました。

○司会者

どうもお疲れさまでした。